

令和元年度

監査結果に基づき区長等が講じた措置

(第2回)

大田区監査委員

(写)

31 大監発第 10348 号
令和 2 年 4 月 15 日

大 田 区 長
大 田 区 議 会 議 長
大 田 区 教 育 委 員 会
大 田 区 選 挙 管 理 委 員 会
} 様

大田区監査委員 河 野 秀 夫
大田区監査委員 鳥 海 伸 彦
大田区監査委員 押 見 隆 太
大田区監査委員 玉 川 英 俊

監査結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

監査の結果に基づき区長、教育委員会が講じた措置について通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び大田区監査基準第 19 条第 3 項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 当該監査

令和元年度前期定期監査及び財政援助団体等監査

2 公表内容

- ・「監査結果に基づき区長等が講じた措置」の概要
- ・別紙（監査委員の審査結果で改善されたと認めるもの）

3 公表方法

- ・区役所前掲示場への掲出（告示期間 14 日間）
〔大田区監査委員条例第 6 条の規定により大田区告示式の例による。〕
なお、告示日後、速やかに大田区ホームページへの掲載を行う。

「監査結果に基づき区長等が講じた措置」の概要について

1 今回の措置報告対象となっている監査

令和元年度前期定期監査及び財政援助団体等監査

2 報告の経緯

- ・令和元年度前期定期監査及び財政援助団体等監査について当該監査の結果に基づき措置を講じたこと大田区長から通知（令和2年1月30日付け、31総総発第12311号）があった。
- ・令和元年度前期定期監査及び財政援助団体等監査について当該監査の結果に基づき措置を講じたこと大田区教育委員会教育長から通知（令和2年3月5日付け、31教教発第13789号）があった。

3 改善の状況

令和元年度前期定期監査及び財政援助団体等監査

年度 及び監査名	内容	改善を求め たもの	報告件数	審査結果	
				改善されたと 認めるもの	改善中のもの
令和元年度 前期定期監査 及び財政援助 団体等監査		68件	68件	68件	0件

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査 ア 指摘事項 (ア) 消耗品の購入について、事案決定(契約)前に発注されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <子育て支援課></p>	<p>契約事務規則等に基づき購入事案決定後の発注を徹底するよう周知しました。今後はこのような事例が発生しないよう、必ず確認し適正な事務処理を行います。 <子育て支援課></p>
こども家庭	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査 イ 意見・要望事項 (ア) 西蒲田児童館スロープ改修工事において、契約のない工事写真帳(排水弁の蓋・雨どい改修)が提出されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <子育て支援課></p>	<p>工事計画の際に内容の検討を十分に行い、内容の変更が判明した際は、速やかに契約変更の手続きを取るよう、職員に指導を行いました。今後、契約事務規則等に基づき適正な処理を徹底します。 <子育て支援課></p>
庭部	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査 イ 意見・要望事項 (イ) 本羽田保育園のガス管改修工事において、契約相手以外の業者から工事写真帳が提出されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <子育て支援課></p>	<p>契約業者が再委託する場合、契約事務規則に基づき事前に承認を受けるよう、職員に指導を行いました。今後、履行状況確認など適正な処理を徹底します。 <子育て支援課></p>
	<p>(2) その他財務等に関する監査 ア 意見・要望事項 (ア) 平成31年度金券受払簿において、帳簿と切手の残数が一致しなかった。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。 <子育て支援課></p>	<p>帳簿と切手の枚数を突合し、帳簿に切手の枚数を記入しました。今後は物品管理規則等に基づき、適正な処理を徹底します。 <子育て支援課></p>

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
こ ど も 家 庭 部	<p>(2) その他財務等に関する監査 ア 意見・要望事項 (イ)平成30年度資金前渡受者用現金出納簿において、戻入処理の記帳もれがあった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 〈池上児童館〉</p>	<p>会計事務規則等に基づき、現金出納簿の訂正を行いました。今後、適正な処理を徹底します。 〈池上児童館〉</p>
	<p>(2) その他財務等に関する監査 ア 意見・要望事項 (ウ)新たに購入した備品について、財務会計システムに登録された取得金額の誤りがあった。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。 〈保育サービス課〉</p>	<p>当備品の登録については、誤って入札前予定金額で登録してしまっていたため、物品管理規則等に基づき、入札後の購入金額で財務会計システムの修正を行いました。今後、適正な処理を徹底します。 〈保育サービス課〉</p>
	<p>(2) その他財務等に関する監査 ア 意見・要望事項 (エ)平成30年度資金前渡受者用現金出納簿において、資金前渡受者の異動に伴う事務引き継ぎが行われていなかった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 〈大森西保育園〉</p>	<p>会計事務規則等に基づき、資金前渡受者の異動に伴う事務引き継ぎを後日行いました。今後、適正な処理を徹底してまいります。 〈大森西保育園〉</p>
	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (ア)出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 〈子育て支援課〉〈南馬込児童館〉 〈徳持児童館〉〈高畑児童館〉 〈子ども家庭支援センター〉 〈保育サービス課〉〈大森西保育園〉 〈南馬込保育園〉〈久が原保育園〉 〈千鳥保育園〉〈仲池上保育園〉 〈西糀谷保育園〉〈みどり保育園〉</p>	<p>職員の旅費に関する条例等に基づき、追給及び戻入の処理を行いました。今後、適正な処理を徹底します。 〈子育て支援課〉〈南馬込児童館〉 〈徳持児童館〉〈高畑児童館〉 〈子ども家庭支援センター〉 〈保育サービス課〉〈大森西保育園〉 〈南馬込保育園〉〈久が原保育園〉 〈千鳥保育園〉〈仲池上保育園〉 〈西糀谷保育園〉〈みどり保育園〉</p>

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
こども家庭部	<p>(3) 服務・給与に関する監査</p> <p>ア 意見・要望事項</p> <p>(イ) 超過勤務手当の支給に誤りがあった。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p> <p style="padding-left: 40px;"><子育て支援課><南馬込児童館> <多摩川児童館><保育サービス課> <南馬込保育園><千鳥保育園> <仲池上保育園></p>	<p>職員の給与に関する条例等に基づき、追給及び戻入の処理を行いました。今後、適正な処理を徹底してまいります。</p> <p style="padding-left: 40px;"><子育て支援課><南馬込児童館> <多摩川児童館><保育サービス課> <南馬込保育園><千鳥保育園> <仲池上保育園></p>
教育委員会 教育総務部	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査</p> <p>ア 意見・要望事項</p> <p>(7) 東蒲中学校及び都南小学校の給食室床改修工事において、施工業者から同一の工事写真帳が提出されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p style="padding-left: 40px;"><教育総務課></p>	<p>ご指摘後、施工業者を呼び、確認したところ、使用した塗料が同一製品のために似た構図となっているが別の写真であるとの説明があったため、今後は類似が疑われるような写真は使用しないよう注意をいたしました。また、履行確認の際の注視項目等を係内で共有し、契約事務の適正化を図ります。</p> <p style="padding-left: 40px;"><教育総務課></p>
	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査</p> <p>ア 意見・要望事項</p> <p>(イ) 図書の購入について、納期までに納品されなかったが、これに対応した適正な契約変更手続きが行われていなかった。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p style="padding-left: 40px;"><大田図書館></p>	<p>ご指摘後、原因や変更手続きについて職員に指導しました。今後、適正な処理を徹底します。</p> <p style="padding-left: 40px;"><大田図書館></p>

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
	<p>(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査</p> <p>ア 意見・要望事項</p> <p>(ウ) 平成31年度の年間契約において前任の校長を契約担当者として契約を締結していた。契約事務規則等に基づき適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;"><洗足池小学校></p>	<p>ご指摘後、契約事務規則等に基づき、後任の校長を契約締結担当者として契約を締結いたしました。今後、適正な処理を徹底します。</p> <p style="text-align: right;"><洗足池小学校></p>
教育委員会	<p>(2) その他財務等に関する監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(7) 資金前渡受者が管理する現金の保管については、会計事務規則第79条において1万円までと規定されているが、小学校においては収支命令者の決定で2万円までとしている。しかしながら、2万円を超えて現金を保管していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;"><出雲小学校></p>	<p>ご指摘後すぐに、現金が2万円を超えないよう、資金前渡口座へ現金の一部の預け入れを行うとともに、改めて大田区会計事務規則の確認を行いました。今後、適正な処理を徹底します。</p> <p style="text-align: right;"><出雲小学校></p>
総務部	<p>(2) その他財務等に関する監査</p> <p>イ 意見・要望事項</p> <p>(7) 廃棄手続きを行わずに備品を廃棄していた。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;"><入新井第一小学校> <田園調布小学校> <千鳥小学校><矢口小学校> <館山さざなみ学校> <大森第一中学校> <大森第八中学校><大森第四中学校> <東調布中学校><羽田中学校> <矢口中学校><蓮沼中学校> <東蒲中学校></p>	<p>ご指摘後、物品管理規則等に基づき、廃棄手続きを行いました。今後、適正な処理を徹底します。</p> <p style="text-align: right;"><入新井第一小学校> <田園調布小学校> <千鳥小学校><矢口小学校> <館山さざなみ学校> <大森第一中学校> <大森第八中学校><大森第四中学校> <東調布中学校><羽田中学校> <矢口中学校><蓮沼中学校> <東蒲中学校></p>

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
	<p>(2) その他財務等に関する監査 イ 意見・要望事項 (イ)平成 29 年度金券受払簿において、受払いの記帳がもれていた。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。 ＜大森第十中学校＞</p>	<p>ご指摘の件については、追記の処理を行いました。今後、物品管理規則に基づき、適正な処理を徹底します。 ＜大森第十中学校＞</p>
教育委員	<p>(2) その他財務等に関する監査 イ 意見・要望事項 (ウ)平成 31 年度において公印影簿に学校長等の印影が保存されていなかった。公印規則に基づき適正に処理されたい。 ＜池上第二小学校＞</p>	<p>ご指摘後、公印規則等に基づき、公印影簿に学校長等の公印を押印しました。今後、適正な処理を徹底します。 ＜池上第二小学校＞</p>
社会教育総務部	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (フ)出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 ＜教育総務課＞＜学務課＞＜指導課＞ ＜大田図書館＞＜入新井第一小学校＞ ＜仲六郷小学校＞＜矢口西小学校＞ ＜南蒲小学校＞＜大森第一中学校＞ ＜大森第八中学校＞＜馬込東中学校＞ ＜東調布中学校＞＜蓮沼中学校＞ ＜東蒲中学校＞</p>	<p>ご指摘後、職員の旅費に関する条例等に基づき、追給及び戻入の処理をしました。今後、適正な処理を徹底します。 ＜教育総務課＞＜学務課＞＜指導課＞ ＜大田図書館＞＜入新井第一小学校＞ ＜仲六郷小学校＞＜矢口西小学校＞ ＜南蒲小学校＞＜大森第一中学校＞ ＜大森第八中学校＞＜馬込東中学校＞ ＜東調布中学校＞＜蓮沼中学校＞ ＜東蒲中学校＞</p>
	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (イ)超過勤務手当の支給に誤りがあった。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 ＜学務課＞＜指導課＞ ＜大田図書館＞</p>	<p>ご指摘後、職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理を行いました。今後適正な処理を徹底します。 ＜学務課＞＜指導課＞ ＜大田図書館＞</p>

部名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
教育委員会 教育部	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (ウ)臨時職員の通勤手当(交通用具利用者分)が未支給となっていた。大田区臨時職員取扱要綱等に基づき適正に処理されたい。 ＜指導課＞</p>	<p>ご指摘後確認したところ、未支給となっていた11月分の通勤手当は翌12月に支給されていました。今後は、通勤届等の管理を適切に行うとともに適正な処理を徹底します。 ＜指導課＞</p>
	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (エ)区費日勤講師について、勤務実績の無い期間の報酬及び通勤手当を支給していた。大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき適正に処理されたい。 ＜指導課＞</p>	<p>ご指摘の件については、戻入処理を行いました。今後は、大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき、当該職員の勤務状況をよく確認し、遅滞なく適正な処理を行うよう徹底します。 ＜指導課＞</p>
	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (カ)読書学習司書の旅費の支給に誤りがあった。大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき適正に処理されたい。 ＜指導課＞</p>	<p>ご指摘の旅費の計算誤りについては、大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき戻入処理を行いました。今後適正な処理を徹底します。 ＜指導課＞</p>
	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (キ)副校長補佐の報酬の算定に誤りがあった。大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき適正に処理されたい。 ＜指導課＞</p>	<p>ご指摘の池上小については、年次休暇の申請漏れと確認し、年次休暇簿に追記を行いました。また、調布大塚小については、追給処理を行いました。今後、大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則等に基づき、適正な処理を徹底します。 ＜指導課＞</p>

部 名	「指摘事項」「意見・要望事項」の要約	措置状況
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部	<p>(3) 服務・給与に関する監査 ア 意見・要望事項 (キ)人間ドック受診について、出張命令を行っていた。人間ドック受診は職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に規定されている福利厚生事業として、職員の申請により、職務専念義務免除の対象となりうるものにとどまり、職員が公務のため旅行する場合に支給される旅費は支給できない。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。</p> <p style="text-align: right;"><矢口小学校></p>	<p>ご指摘後、職員の旅費に関する条例等に基づき、戻入の処理をしました。今後適正な処理を徹底します。</p> <p style="text-align: right;"><矢口小学校></p>